

質 問 回 答 書

横須賀市野比東小学校放課後児童クラブ運営業務委託

No.	質問事項	回答
1	【出典】仕様書 A P1「5 放課後児童クラブの概要（定員）」 令和6年度・令和7年度及び令和8年度(直近)の登録児童数(学年別)と、1日あたりの平均利用児童数を、平日・土曜日・学校休業日(長期休業期間)別にご教示ください。可能であれば、17時以降及び18時以降に在所する平均児童数もご教示ください。	別添2のとおりです。
2	【出典】仕様書 A P7「20 例月報告書の提出」 仕様書 20 に基づく例月報告書で報告されている、令和6年度・令和7年度の各月の開所日数、開所時間及び学年別利用児童数をご教示ください。	別添2のとおりです。
3	直近1年間(令和7年9月～令和8年8月)の月ごとの利用児童数(登録児童数及び1日平均利用児童数。可能であれば学年別、平日・土曜日別)をご教示ください。あわせて、長期休業期間のみの利用を受け付けているか、受け付けている場合はその人数をご教示ください。	別添2のとおりです。 なお、長期休業期間のみの利用申込みも受け付けています。ただし、通常の利用申込みと同様に、クラブの定員に空きがある場合に限り受け付けており、長期休業期間のみの利用者について、別途受入枠や人数を確保しているものではありません。
4	【出典】仕様書 A P8「28 放課後子ども教室との連携」 長浦小学校の放課後子ども教室の実施状況(実施曜日・時間・場所)と、クラブ利用児童の参加状況をご教示ください。	実施曜日：月曜日～金曜日(給食実施日のみ開設、給食のない日は開設しません。) 時間：放課後(授業終了後)～16:30まで(新一年生は4、5月のみ16:15まで) 場所：校舎2階被覆室 放課後子ども教室の参加は任意であるため、放課後児童クラブ利用児童の放課後

		子ども教室への参加状況は把握はしておりません。
5	【出典】募集要領 P2「1(9) その他(i)」、仕様書 A P5「10(2) 障害児等への対応」 現在、支援が必要な児童（障害児等）は何名在籍していますか（令和8年10月1日時点）。	支援が必要な児童 0人 ※令和8年10月1日時点
6	障害児等特別な支援を要する児童の在籍数及び加配職員の配置状況をご教示ください。また、令和9年度の見込みと、医療的ケアを要する児童の受入れ実績又は受入れの想定があれば、あわせてご教示ください。	支援が必要な児童 0人 ※令和8年10月1日時点 医療的ケアを要する児童の受入れ実績はありません。なお、令和9年度の利用見込み人数にいては、現在、利用申込みの受付期間であるため、現時点ではお示しすることができません。
7	【出典】仕様書 A P1～2「5 放課後児童クラブの概要（開所日・開所時間）」 令和7年度の開所日数を、授業日・学校休業日（長期休業日を含む）・土曜日の別にご教示ください。あわせて、授業日の開所時刻の目安（曜日別）と、仕様書 5※の「開所時間が早まる場合」の令和7年度の実績日数・開所時刻をご教示ください。	授業日 205 日 学校休業日 37 日 土曜日 50 日 授業日の開所時刻については、学校の授業終了時刻に応じて設定しているため、曜日ごとに一律ではありません。 昨年度における実績日数は0日です。 なお、本年度は4月から9月までの間に2日実績があります。
8	仕様書 5に「50 日を超えない範囲で開所時間が早まる場合がある」とあります。早まる場合の具体的な開所時刻と、昨年度の実績日数をご教示ください。	仕様書に記載する開所時間が早まる場合は、台風や災害等により学校が臨時休校となる場合などを想定しています。 この場合の開所時間は、学校の休業日に準じた時間としますが、当日の状況及び受入れ準備の状況を踏まえ、安全を確認したうえで、準備が整い次第、開所することとなります。

		昨年度における実績日数は0日です。 なお、本年度は4月から9月までの間に2日実績があります。
9	仕様書 P 2 開所時間 長期休業時に50日を超えない範囲で開所時間が早まる場合があるとのことですが、給食が無い日などを想定されているという理解でよろしいでしょうか？また、何時からの開所になるのでしょうか？	「小学校の授業の休業日以外の日」とは、長期休業日ではなく、原則として児童が登校して授業を受ける平日を指します。給食がない日についても、通常どおり授業が行われる場合は、授業終了後からの開所となるため該当しません。 仕様書に記載する開所時間が早まる場合とは、台風や災害等により学校が臨時休校となる場合などを想定しています。 この場合の開所時間は、学校の休業日に準じた時間としますが、当日の状況及び受入れ準備の状況を踏まえ、安全を確認したうえで、準備が整い次第、開所することとなります。
10	令和9年度の想定開所日数を、平日（授業日）、学校休業日（長期休業期間を含む）、土曜日に分けてご教示ください。	平日 203 日 学校休業日（長期休業期間を含む） 47 日 土曜日 45 日 なお、上記は現時点での想定日数であり、学校行事、暦その他の事情により、実際の開所日数とは異なる場合があります。
11	【出典】仕様書 A P4～5「10 職員の配置及び資格」 現在在籍している職員数を、雇用形態（常勤・非常勤）及び資格（放課後児童支援員・補助員）別にご教示ください（令和8年10月1日時点）。	大変申し訳ありませんが、現在勤務している職員数及び資格の開示はいたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
12	【出典】募集要領 P2「1(7) 予定金額」 令和10年度以降の委託料は同額を予定し、利用児童数が20人未満になる等の変動があった場合は協議とされていますが、以下の2点をご教示ください。 ①「利用児童数」は登録児童数と平均利用児童数のどちらを指しますか。	①「利用児童数」は、登録児童数を指します。 ②最低賃金の改定については、今後の改定を見込んだうえで、必要な経費を見積額に積算してください。 国の補助基準額については、市において

	②最低賃金の改定、国の補助基準額の改定、法令改正に伴う費用増等があった場合、増額の協議は可能でしょうか。	対応するため、受託者における委託料の増額協議の対象とはなりません。 また、法令改正等に伴う費用の増額については、改正内容や業務への影響等を踏まえて協議しますが、すべての法令改正等が協議の対象となるものではありません。
13	募集要領 1 (7) の「利用児童数が 20 人未満になるなどの変動があった場合は、受託者と 協議のうえ、金額の見直しを行う」について、20 人未満かどうかは何により判定しますか (年度当初の登録児童数、月平均の利用児童数等)。また、利用児童数が増加した場合も見直しの対象となりますか。	「利用児童数」は、登録児童数を指します。協議開始時期は、翌年度の 1 次募集に対する決定 (例年は 12 月上旬) を想定しています。委託料の見直し方法については、利用児童数に基づき積算された経費や人員配置の見直し等について協議させていただくことを想定しています。 なお、利用児童数は定員を定めているため、増加した場合は、委託料の見直しの対象とはなりません。
14	【出典】 募集要領 P2「1(7) 予定金額」 「1(9) その他」 現運営事業者との契約における、令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度の業務委託料の額を年度別にご教示ください。あわせて、障害児加配・処遇改善・準備委託経費として別途契約した額があれば、それぞれご教示ください。	令和 6 年度 ・業務委託 11,536,000 円 ・障害児加配 0 円 ・処遇改善 607,200 円 ・準備委託経費 191,000 令和 7 年度 ・業務委託 11,536,000 円 ・障害児加配 0 円 ・処遇改善 607,200 円 ・準備委託経費 0 円 令和 8 年度 ・業務委託 11,536,000 円 ・障害児加配 0 円 ・処遇改善 607,200 円 ・準備委託経費 0 円
15	【出典】 募集要領 P2「1(7) 予定金額」 「1(9) その他」、P8「6(1) 見積書の作成」 見積書 (様式 4-A) に記入する見積合計額	お見込みのとおりです。 令和 9 年度 1 年間分の本事業の履行に係る経費をすべて計上してください。

	は、令和 9 年度 1 年間分の額であり、募集要領 1(9)(i)(ii)の別途委託契約分は含めないという理解でよろしいでしょうか。	
16	【出典】募集要領 P1「1(3) 契約期間」 「1(4) 履行期間」 令和 9 年 3 月以前の準備期間（引継ぎ・職員研修・保護者面談等）に係る経費について、準備委託経費等の別途契約の設定がありますでしょうか。ある場合は、対象期間・対象経費・上限額をご教示ください。	令和 9 年 3 月以前の準備期間に係る別途委託契約はありません。 業務開始前の準備に必要な経費についても、令和 9 年度の見積額に含めて積算してください。
17	【出典】仕様書 A P4「9(2)エ おやつ購入及び準備」、P7「17(1) 保険等の加入」 おやつ代（月額 2,000 円の範囲内）及び傷害保険料（年額 500 円の範囲内）について、現在の徴収額と、変更の予定があればご教示ください。	市が設定する上限額に変更はありません。徴収額について回答はできませんが、仕様書に定める上限額の範囲内で、受託者において設定してください。
18	募集要領 1（9）の障害児加配に係る加算額及び処遇改善に係る経費は、見積合計額に含めず、別途委託契約するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	募集要領 1（9）（i）の障害児加配に係る加算額について、①対象となる「障害児」の判定基準（障害者手帳、医師の診断書、市の判定等）、②年度の途中で対象児童数が増減した場合の加算額の算定方法（月割り等）をご教示ください。	①クラブの利用開始前に、保護者から市へ、次のいずれかの書類を提出していただきます。 ・特別支援学級在学証明書 ・特別児童扶養手当証書の写し ・療育手帳の写し ・療育センターへ通所していることが確認できる書類（診断書等） ②月ごとの対象児童数及び加配職員の配置状況に応じて、契約書に定める区分及び算定式により、対象月数に応じて算定します。なお、加算額は、実際に配置した加配職員等の雇用経費を対象とし、各区分に定める月上限額の範囲内で算定し

		ます。
20	仕様書 10（3）の育成支援の周辺業務を行う職員の人件費は、見積合計額に含めるという理解でよろしいでしょうか。それとも、別途契約の対象となりますか。	お見込みのとおり、今回の見積額に含めて算定をお願いします。
21	募集要領 1（7）では、令和 10 年度以降は同額を予定し、毎年度の積算は行わないとされています。最低賃金の改定等により人件費の上昇が見込まれる場合、委託料の見直しについて協議する余地はありますか。	最低賃金の改定については、今後の改定を見込んだうえで、必要な経費を見積額に積算してください。
22	感染症による学級閉鎖・臨時休校や、気象警報等により臨時に休所した場合、委託料の減額はありますか。また、学校が臨時休校となった場合に、学校休業日と同様に午前 8 時から開所するよう市から要請することは想定されますか。想定される場合、その際の追加の人件費等の取扱いをご教示ください。	放課後児童クラブが、市の要請により休所した場合、委託料の減額はありません。また、学校が台風等により臨時休校となった場合であっても、就労等により保護者が在宅できない児童の受入れが必要となることが想定されるため、開所をお願いする場合があります。 この場合に必要となる人件費等の経費についても、今回の見積額に含めて積算してください。
23	募集要領 1（9）（ii）の処遇改善経費について、令和 4 年 1 月時点で横須賀市内において放課後児童クラブを運営していなかった事業者の場合、「地域の賃金水準」は何を基準に比較すればよいでしょうか。市が示す基準額があればご教示ください。	神奈川県 の最低賃金を基準としてください。
24	【出典】 仕様書 A P7「21 実績報告書等の提出」 仕様書 21 に基づき提出されている令和 6 年度・令和 7 年度の実績報告書及び決算書をご提示いただけますでしょうか。提示が難しい場合は、決算書のうち人件費を除く	大変申し訳ありませんが、実績報告書及び決算書の提示、並びに経費の科目別実績及び人件費総額については、事業者の裁量による部分があるため、開示はいたしておりません。なお、光熱水費については、市で使用量等に基づき算定・按分

	経費の科目別実績（光熱水費〔電気・水道別〕、消耗品費、通信費、保険料、修繕費、研修費等）と、人件費の総額をご教示ください。	して請求しているため、以下のとおり回答します。 令和 6 年度 ・電気料金 180,148 円 ・水道料金 74,815 円 令和 7 年度 ・電気料金 166,512 円 ・水道料金 76,807 円
25	【出典】仕様書 AP11「別表 2 費用分担区分」 仕様書別表 2 の費用分担について、以下の 3 点をご教示ください。 ①光熱水費（電気・水道）の受託者負担額の算定方法（子メーター・按分等）と支払方法（市への納付・事業者への直接支払等） ②市から貸与される携帯電話の通信料の負担 ③施設警備に関する費用の現状の負担と金額	①電気料金は子メーターにより使用量を算定し、水道料金は按分により算定します。費用は、市へ納付してください。 ②受託者の負担とします。 ③事業者での負担はありません。
26	仕様書 1 1 ページ （別表 2）費用負担区分 光熱水費（電気、水道）について、令和 6 年度、令和 7 年度の使用実績額をご教示ください。	令和 6 年度 ・電気料金 180,148 円 ・水道料金 74,815 円 令和 7 年度 ・電気料金 166,512 円 ・水道料金 76,807 円
27	仕様書別表 2 において、光熱水費（電気、水道）は受託者負担とされています。専用教室 の使用量をどのように算定・精算する想定でしょうか（子メーターの有無、按分の方法、支払先）。あわせて、直近 3 年度（令和 5 年度～令和 7 年度）の年度ごとの実績額を、電気・水道別にご教示ください。	光熱水費については、電気料金は子メーターにより使用量を算定し、水道料金は按分により算定します。費用は、市へ納付してください。 令和 5 年度 ・電気料金 142,549 円 ・水道料金 62,790 円 令和 6 年度 ・電気料金 180,148 円 ・水道料金 74,815 円 令和 7 年度

		・電気料金 166,512 円 ・水道料金 76,807 円
28	仕様書 P 1 1 費用区分 水光熱費について、昨年度の水光熱費を教えてください。また、固定電話については、設置は必須でしょうか？	令和 7 年度 ・電気料金 131,576 円 ・水道料金 55,430 円 電話については、市が設置している電話を利用してください。受託者が新たに固定電話を設置する必要はありません。
29	仕様書 1 1 ページ (別表 2) 費用負担区分 電話料 (携帯電話・固定電話) について、市が開設している電話があるという認識で正しいでしょうか。その場合の令和 6 年度、令和 7 年度の使用実績額をご教示ください。	お見込みのとおりです。 なお、令和 6 年度及び令和 7 年度の電話料の使用実績額については、開示しておりません。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
30	【出典】仕様書 A P3「9(2)ア 出欠席簿や指導日誌の作成」、P11「別表 2 費用分担区分(インターネット回線料)」 専用教室におけるインターネット回線 (Wi-Fi 等) の現状の有無と、受託者が新たに回線を敷設する場合の工事の可否・手続きをご教示ください。あわせて、現運営事業者が使用している入退室管理・保護者連絡の方法 (システムの有無) をご教示ください。	専用教室には、インターネット回線を設置していません。受託者が新たにインターネット回線を敷設する場合は、事前に市と協議してください。なお、工事の可否及び必要な手続きについては、協議のうえ決定します。 また、入退室管理及び保護者との連絡方法について、市からの指定はありません。現在の運営事業者は、システムを利用しています。
31	専用教室に電話回線やインターネット回線は既設でしょうか。現行回線の引継ぎや、新設 工事は可能でしょうか。	専用教室には、電話回線やインターネット回線を設置していません。受託者が新たにインターネット回線を敷設する場合は、事前に市と協議してください。なお、工事の可否及び必要な手続きについては、協議のうえ決定します。

32	受託者が独自に、保護者連絡アプリ、入退室管理システム、おやつ代の口座振替やキャッシュレス決済等を導入することは可能でしょうか。導入に当たって、市の承認や、市のシステム（利用申請等）との連携に関する条件があればご教示ください。	入退室管理及び保護者との連絡方法、おやつ代の口座振替やキャッシュレス決済等について、市からの指定はありません。現在の運営事業者は、システムを利用しています。市のシステムとの連携に関する条件はありません。
33	【出典】仕様書 A P1「4 業務の実施場所」、P9「32 専用区画面積」 専用教室の実面積（㎡）及び現在のレイアウト図をご提示いただけますでしょうか。また、仕様書 32 に定める面積（1 人あたり 1.65 ㎡）を専用教室内で確保できない場合の取扱い（他教室の併用等）をご教示ください。	現在のレイアウトを添付します。（別添 4）
34	仕様書 P 9 専有区画面積確保やレイアウト修正について書かれていますが、配置図、平面図をいただくことは可能でしょうか？	別添 4 のとおりです。
35	専用教室の面積（㎡）及び、棚・机等を除いた児童の生活に使用できる面積（㎡）をご教示ください。また、仕様書 32 の専用区画面積（38 人×1.65 ㎡）について、現行のレイアウトで確保できているか、過去にレイアウトの変更・修正を行った事例があれば、その時期・理由・内容をご教示ください。あわせて、専用教室以外に使用できる学校施設（校庭、体育館、特別教室等）があれば、その利用条件をご教示ください。	現在のレイアウトを添付します。（別添 4） 過去にレイアウトの変更・修正はありません。 学校施設の利用については、学校ごとのルールに準じて個別に協議・調整の上実施しております。具体的な利用手続きについては、受託者選定後に学校と協議の上で決定することとなります。
36	専用教室の位置及び間取りが分かる資料（校舎内の位置、出入口、トイレ・手洗い場、避難経路等が分かる平面図等）をご提示いただけますでしょうか。ご提示が難しい場合は、企画提案書の提出期限までに、専用教室の現地見学は可能でしょうか。	大変申し訳ありませんが、保安上の理由により、専用教室の位置及び間取りが分かる資料の開示はいたしておりません。 専用教室の見学は可能です。事前に子育て支援課へ連絡をお願いします。見学日時等について、個別に調整します。

37	【出典】仕様書 A P1「4 業務の実施場所」 専用教室以外に、別教室・体育館・校庭の利用は可能でしょうか。利用可能な場合、利用できる曜日・時間帯等の条件と学校との調整方法をご教示ください。	学校施設の利用については、学校ごとのルールに準じて個別に協議・調整の上実施しております。 具体的な利用手続きについては、受託者選定後に学校と協議の上で決定することとなります。
38	【出典】仕様書 A P6「16 貸付備品」 市から貸与される備品の一覧をご提示いただけますでしょうか。あわせて、現運営事業者が自ら所有して持ち込んでいる備品（契約終了時に撤去されるもの）があれば、その主なものをご教示ください。	携帯電話、液晶テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、掃除機等の物品は貸し出ししております。 消耗品は原則、受託者で準備をお願いいたします。
39	【出典】仕様書 A P2「6(6) 運営に関する基本的な事項」、P8「26 運営委員会」 現在、地域団体や近隣施設等との連携・交流の実績があればご教示ください。	地域団体や近隣施設等との継続的な連携・交流の実績はありません。 なお、長期休業期間中に、南体育館を利用してイベントを実施した実績があります。
40	【出典】令和 9 年度利用児童募集案内（事前面談）、仕様書 A P4「9(3) ア 保護者への面接等の実施」 令和 9 年度利用児童募集案内に「通所開始前に運営事業者と事前面談を実施」とありますが、令和 9 年度から利用する児童の事前面談は、新たに選定された受託者が実施するという理解でよろしいでしょうか。また、実施時期の目安と、市から受託者へ利用決定者の情報が提供される時期をご教示ください。	お見込みのとおりです。 第 1 次募集分については、受託者決定後、利用決定者の情報をお知らせします。追加募集分については、利用決定後、随時お知らせします。 事前面談については、児童の通所開始後の円滑な受入れ及び支援につなげるため、利用決定者の情報提供後、可能な限り早期に実施してください。
41	教材費や行事に係る費用（材料費、交通費、施設利用料等）について、受託者が保護者から実費を徴収することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、徴収する金額及び内容については、保護者に過大な負担を求めることのないよう、十分留意してください。
42	【出典】仕様書 A P6「10(4) こども性暴力防止法への対応」 仕様書 10(4)「こども性暴力防止法の認定を取得し、法に基づく体制を整えること」	原則として契約開始月である令和 9 年 4 月時点で認定取得していることを求めます。（ただし、現時点では法施行されていないことから、特例的に令和 9 年 3 月末

	について、令和 9 年 4 月 1 日の業務開始時点で認定取得済みであることが必要でしょうか。認定申請中（手続中）の場合の取扱いをご教示ください。	までに認定申請を行い、令和 9 年度に認定取得した場合も可とします。）
43	仕様書 10（４）のこども性暴力防止法の認定について、契約開始の時点で取得している必要がありますか。申請中でも可とする等、取得時期についての考え方をご教示ください。	原則として契約開始月である令和 9 年 4 月時点で認定取得していることを求めます。（ただし、現時点では法施行されていないことから、特例的に令和 9 年 3 月末までに認定申請を行い、令和 9 年度に認定取得した場合も可とします。）
44	【出典】 仕様書 A P9「30 事務の引継ぎ」 現運営事業者からの引継ぎについて、実施時期・方法及び引き継がれる書類等（児童台帳、アレルギー・配慮事項、指導記録、緊急時マニュアル等）をご教示ください。	現運営事業者からの引継ぎは、受託者決定後、業務開始に向けて順次実施する予定です。 引継ぎの具体的な方法、時期及び範囲については、市から基本的な事項をお示しします。詳細な引継ぎについては、個人情報取扱いに留意し、現運営事業者と新受託者との間で個別に協議・調整してください。
45	現受託者からの引継ぎについて、想定している期間と方法をご教示ください。また、令和 9 年 3 月以前の引継ぎに係る人件費等は受託者負担という理解でよろしいでしょうか。あわせて、令和 9 年度の新規利用者との面接（別表 1 で受託者の業務とされているもの）は、契約開始前に実施する想定でしょうか。	現運営事業者からの引継ぎは、受託者決定後、業務開始に向けて順次実施する予定です。 引継ぎの具体的な方法、時期及び範囲については、市から基本的な事項をお示しします。詳細な引継ぎについては、個人情報取扱いに留意し、現運営事業者と新受託者との間で個別に協議・調整してください。 令和 9 年 3 月以前の準備期間に係る別途委託契約はありません。業務開始前の準備に必要な経費についても、令和 9 年度の見積額に含めて積算してください。 新規利用者の面談については、契約開始前に実施します。児童の通所開始後の円

		滑な受入れ及び支援につなげるため、利用決定者の情報提供後、可能な限り早期に実施してください。この費用も業務開始前の必要経費に含まれます。
46	仕様書 28 の放課後子ども教室との連携について、次の 2 点をご教示ください。①クラブの利用児童が放課後子ども教室に参加する場合、参加中の所在確認及び 16 時 30 分の終了後にクラブへ移動する際の見守りは、どちらが担う想定でしょうか。②市が設置する協議会の開催頻度と構成員。	①放課後子ども教室の退室時刻は、児童ごとに異なります。新 1 年生の 4 月及び 5 月を除き、児童が一人で帰宅することが可能であるため、放課後子ども教室からの退室後の見守りは行っていない。 ②現在、開催頻度及び構成員は定めていません。今後、開催する場合は、協議会の運営にご協力ください。
47	仕様書 17 の保険について、次の 2 点をご教示ください。①普通傷害保険及び賠償責任保険について、市が求める補償の水準（死亡・後遺障害の保険金額、入院・通院の日額、賠償 責任の限度額等）はありますか。②傷害保険の被保険者は、利用登録児童の全員とするという理解でよろしいでしょうか。	①加入要件はありません。受託事業者が必要と判断する補償内容で加入してください。 ②お見込みのとおりです。
48	閉所時（19 時以降）の施錠、鍵の管理、機械警備の設定・解除は、受託者が行う想定でしょうか。学校側との取り決めや、現行の運用をご教示ください。	機械警備の解除等は受託者が行う予定です。学校側との具体的な取り決め及び現行の運用については、受託者決定後にお知らせします。
49	仕様書 9（１）ウの防火管理者の選任及び消防計画の作成について、学校の防火管理者とは別に、受託者側で選任する必要がありますか。	お見込みのとおりです。
50	災害発生時の児童の引渡しについて、学校の引渡しルール（引渡しカード等）に準じる想定でしょうか。また、学校の避難訓練にクラブとして合同で参加することは可能でしょうか。あわせて、野比東小学校が避難所に指定されている場合、クラブ開所中に避難所が開設されたときの運用（専用	災害発生時の児童の引渡し及び、野比東小学校が避難所に指定されている場合にクラブ開所中に避難所が開設されたときの運用については、受託者決定後に、学校側と協議のうえ具体的な取扱いを決定します。 また、原則として、学校とは別に避難訓

	教室の使用制限等) について、想定があればご教示ください。	練を実施してください。学校の避難訓練にクラブとして合同参加する場合は、学校と協議してください。
51	仕様書 14 の事故等発生時の市への報告について、報告の対象となる事故・けがの基準（医療機関の受診を要したもの等）と、報告様式・報告期限をご教示ください。また、食物アレルギーへの対応や、エピペン等の預かりについて、市として定めた指針・様式があれば ご教示ください。	報告の対象となる重大事故の範囲 ・ 死亡事故 ・ 意識不明事故どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの ・ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故 報告様式については、国が指定する様式を使用してください。 市から国及び県への報告が必要なため、事故発生日から数日以内を目安として、速やかに市へ報告してください。 なお、食物アレルギーへの対応及びエピペン等の預かりについて、市が定めた独自の指針及び様式はありません。受託者において、関係法令、国等の通知及び医師等の指示を踏まえ、適切に対応してください。
52	【出典】仕様書 A P9「33(1) その他（駐車場）」 職員の通勤用駐車場について、学校敷地内への駐車は不可という理解でよろしいでしょうか。また、現運営事業者が敷地外で駐車場を契約している場合、その台数をご教示ください。	受託事業者が雇用するスタッフの通勤手段については、事業者の雇用に基づくものであるため、市としては把握しておりません。 また、駐車場所確保については、仕様書のとおりとなります。
53	仕様書 20 の例月報告書について、次の 3 点をご教示ください。①「別途市が指定する事項」の具体的な内容と報告様式（現行の様式があればご提示ください）、②賃金台帳は写しを提出するのか、勤務時間や時間単価等の集計値を報告書に記載すれば	①現時点で指定している事項はありません。今後、市が必要と認める事項を指定した場合は、報告書に記載のうえ提出してください。報告様式については、市が指定する様式はありません。

	よいのか、③提出 期限（例：翌月〇日まで）。	②写しを提出する必要はありません。勤務時間、時間単価等の必要事項を、例月報告書に記載してください。 ③提出期限は定めていませんが、前月分の実績について、翌月中を目安に提出してください。
54	仕様書26の運営委員会及び27の保護者との連絡会議について、直近年度の開催回数・時期と、主な議題をご教示ください。	令和7年度：1回（2月） 議題については、活動報告や情報交換等になります。
55	参加申込書について 本市への競争入札参加資格登録番号とありますが、認定番号の記載で問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。
56	募集要項 P.6 について 5 一次選考「企画提案審査」の実施（1）について、複数案件に参加する場合、「様式3①・②」は1部でいいとのことですが、様式3③についても同様でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
57	様式3②について提出はA4サイズで15枚までとのことですが、両面印刷で15枚ということでしょうか？また、文字サイズの指定等ありますか？また、様式3①について、ページ制限はないという理解でよろしいでしょうか？	様式3②について、片面15枚でお願いします。 様式3①について、枚数指定はありません。
58	様式3②に「提出はA4サイズで15枚までとします」とありますが、この15枚の上限は様式3②のみに適用されるのでしょうか。それとも、様式3①～③の合計に適用されるのでしょうか。また、様式3③（業務実績調書）について、業務実績が多数に及ぶため別紙により記載する場合、様式3③の記載項目（業務名称、発注担当部署、契約日、契約金額、履行期間、業務完了日、業務概要）を網羅した一覧表の形	A4サイズ15枚の上限は、②のみ適用します。 様式3③については、記載項目を網羅していれば、一覧表形式で提出して差し支えありません。

	式で提出することは差し支えないでしょうか。	
59	企画提案書（様式3①・②）の作成ソフトに指定はありますか。Wordのほか、ExcelやPowerPointで作成し、様式の項目立てに沿ってA4で印刷・提出してもよろしいでしょうか。あわせて、文字の大きさ・フォントに指定があればご教示ください。	Wordで作成してください。 文字の大きさ・フォントについて、指定はありません。
60	社名の入っていない企画提案書（4部）について、様式3③の業務名称や発注担当部署の記載から事業者が特定され得る場合、伏せ字等の対応は必要でしょうか。	事業者が特定されることのないよう、必要に応じて伏せ字等の対応をしてください。
61	募集要領5（2）③において、プレゼンテーションには「本業務に従事する予定の者（現場責任者等）が最低1名参加する」とされています。当該従事予定者は、プレゼンテーションの時点で採用内定者や社内異動予定者であってもよろしいでしょうか。また、受託後に現場を統括する担当者（エリアマネージャー等）の参加でもこの要件を満たしますか。	「本業務に従事する予定の者（現場責任者等）」については、採用内定者又は社内異動予定者でも差し支えありません。 また、受託後に現場を統括する担当者（エリアマネージャー等）が参加する場合も、この要件を満たします。
62	プレゼンテーションで補足説明資料を配付する場合の部数と、事前提出の可否をご教示ください。また、使用できるモニターの接続端子（HDMI等）と、当日の事前の接続確認の可否をご教示ください。	補足説明資料を配付する場合は、選考委員3人分として3部用意してください。 事前提出は不要です。なお、当日、補足説明資料を事前に市で預かり、選考委員へ配布します。 使用するモニターの接続端子はHDMIです。当日のプレゼンテーション実施時間前であれば、接続確認が可能です。